

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

障害者福祉制度の利用を

市役所福祉課

☎0587(32)1281

●自立支援医療

▼内容/対象 ①更生医療：指定病院などで、血液人工透析、心臓手術など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付/18歳以上で、身体障害者手帳を持っている方②育成医療：指定病院などで、脊柱側湾矯正の手術費用、通院医療、装具費用、歯科矯正治療、心臓治療など、機能回復のために行う治療の本人負担分を給付/18歳未満の方③精神通院：精神疾病の通院医療費を負担/精神疾患で、精神科などに通院している方
▼自己負担額 医療費の1割(世帯所得や疾病などで自己負担限度額があります)

●心身障害者扶養共済制度

▼対象 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳を保持して、自ら運転する②第1種身体障害者または第1種知的障害者を介護している、障害のある方を乗せて運転する
▼割引率 5割以内
▼利用方法 利用前に障害者手帳への押印(車両の登録)を受け、料金所で手帳を提示してください ※ETCも利用できます

心身障害者扶養共済 掛け金

Table with 2 columns: 加入時の年齢, 掛け金(月額・1口). Rows include age ranges from ~34歳 to 60歳 and corresponding amounts from 9,300円 to 23,300円.

●訪問入浴サービス

▼対象 身体障害者手帳1〜3級の肢体不自由の方、または療育手帳A判定で、次の全てに該当する方 ①家族のみで入浴させるのが困難②医師が入浴可能と認められた③入浴時に家族または介助者が在宅

●NHK受信料の免除

▼対象 半額免除：契約者が世帯主で、次のいずれかに該当する場合 ①視覚・聴覚障害者②身体障害者手帳(視覚・聴覚障害を除く)1・2級③療育手帳A判定④戦傷病者手帳特別項症⑤第1款症⑥精神障害者保健福祉手帳1級、全額免除：障害者手帳を保持している方がいて、世帯全員が市民税非課税の世帯

これらのサービスの申し込みは市役所福祉課・支所へ

※障害福祉施策と介護保険施策で共通するサービスは、原則として介護保険施策によるものを優先します



利用方法 事前に申請してください

●寝具の洗濯、乾燥サービス

▼対象 自ら洗濯を行うことが困難で、かつ十分な洗濯介助が得られず、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級②療育手帳A判定
▼利用方法 事前に申請してください

●住宅改修費の補助

▼対象 下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害(移動機能障害)のある身体障害者手帳3級以上の方
▼補助額 20万円以内(所得に応じて一部自己負担)

●手話通訳者の配置

▼対象 聴覚障害などのある方
▼内容 市役所、支所での手続き時の手話通訳
▼日程など 市役所福祉課：月・金曜日、午前9時〜午後5時(正午〜午後1時を除く)。祖父江支所：第3水曜日、午前9時〜11時30分。平和支所：第3水曜日、午後1時〜3時30分

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

▼対象 聴覚障害や音声・言語障害のある方、聴覚障害などのある方とコミュニケーションをとる必要がある方
▼内容 医療、健康、就職教育、保育などに関すること
▼利用方法 派遣日の7日前までに申請してください

●視覚障害者歩行訓練

▼対象 視覚障害による身体障害者手帳を持っている方
▼内容 歩行訓練士と白杖を用いて単独で屋外を安全に歩く訓練
▼費用 無料(訓練として公共交通機関を利用した場合、歩行訓練士の費用も実費負担)
▼利用方法 事前に申請してください

●自動車運転免許取得費補助

▼対象 身体障害者手帳を保持している方(視覚障害者は除く)
▼補助額 免許を取得するために要した費用の3分の2以内(限度額10万円)

●自動車改造費補助

▼対象 次の条件を全て満たす方 ①身体障害者手帳を保持している②就労などに伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置の一部を改造する
▼補助額 10万円以内(所得制限があります)
▼利用方法 改造する前に申請してください

●タクシー料金の補助

▼対象 次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1〜3級②療育手帳A・B判定③戦傷病者手帳特別項症④第5項症⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級
▼補助額 基本料金の9割相当分(上限730円。年間最大24枚の利用券を交付)
▼利用方法 事前に利用券の交付を受け、タクシー利用時に運転手に渡してください ※事前に利用可能なタクシー会社が確認してください



●コミュニティバス利用料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄が第1種の方は、手帳を提示すると本人と介護者1人が5割引、第2種の方は本人のみ5割引になります。精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1・2級の方は、手帳を提示すると本人と介護者1人が5割引、3級の方は本人のみ5割引になります。



▲コミュニティバス(中型バス)

▲コミュニティバス(ワゴンタイプ)

●タクシー料金の割引

▼対象 身体障害者手帳または療育手帳などを持っている方
▼割引率 1割
▼利用方法 タクシーを利用したときに手帳を提示



●鉄道・バス・航空運賃の割引

切符などを購入する時に、障害者手帳を提示すると割引になる場合があります。※割引内容、購入方法は会社によって異なります

●NTT電話番号案内料の免除

▼対象 身体障害者手帳(要件あり)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
▼申し込み NTT西日本 ☎0120(104)174

●携帯電話料金の割引

▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
▼申し込み 各携帯電話会社へ



●ヘルプマークの配布

▼対象 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方 ※配付は無料です

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ